

会 議 録

- 1 会議名称：令和6年度北九州市保健所運営協議会
- 2 議 題：(1) 保健所組織の改正について
(2) 北九州市保健所健康危機対処計画について
(3) 各課からの報告について
- 3 開催日時：令和6年10月3日（木）13時30分～15時00分
- 4 開催場所：総合保健福祉センター2階 講堂
(北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号)
- 5 出席者【委員】穴 井 委 員 ほか10名
【事務局】北九州市保健所長 ほか12名
- 6 会議の公開・非公開：公開（傍聴者数 0人）

7 議事の概要・経過

全ての議事について、事務局からの説明の後、質疑応答を行い、了承された。
質疑内容は以下のとおり。

※一部の議事内容については個人情報を含むため、議事録非掲載とする。

(委 員) 健康危機対処計画について、平時の取組の中で保健所業務のアウトソーシングの話が出ていたが、業務の性質上個人情報を多く取り扱うことが予想される。個人情報保護や情報セキュリティ対策についてどうお考えか。

(事務局) 保健所では、新型コロナ対応時に疫学調査や健康観察、それから相談ダイヤルなどの業務をアウトソーシングしていた。委員のご指摘のとおり、個人情報を多く取り扱う業務である。これらの業務をアウトソーシングする際には委託契約や派遣契約を締結するが、その際に、個人情報の保護に関する条項を設け、漏えいがないように対策をしている。平時から仕様書や契約書の内容確認を取り組んでいる。

(委 員) 保健所業務におけるDXを推進しているとのことだが、DXによって業務時間や費用が抑えられたから、単純に人員削減をするのではなく、保健所が抱える課題解決に注力していただきたい。

(委員) 新たに保健所組織となった地域リハビリテーション推進課が運営している福祉用具プラザについて、約 1200 点の福祉用具を展示されているということだが、昨今はどんどん新たな福祉用具が開発されている。どうやってその展示品を集めているのか。

また、介護保険適用の用具は展示されているのかお尋ねしたい。

(事務局) 福祉用具プラザでは、約 1200 点の様々な福祉用具を展示しており、委員がおっしゃったとおり、新たな用具が次々と開発されている。

福祉用具プラザで展示している用具については、企業やメーカーなどの貸与、つまり、レンタル、試用品ということで提供していただいている。また、内容が変われば回収して新たな用具の展示をお願いするというので、その都度その都度入れ替えをさせていただいている。その中で、最先端のものや利用者に最適なものなどを、ご紹介している。

また、福祉用具の全体像について、展示している約半分強が介護保険に関連するものが展示しており、その他、例えば障害に特化したものという部分では、視覚障害者に関連する用具や、聴覚障害者、難病の方に関連する用具などもある。他に制度に載らない用具としては、例えば食事の自助具や歩行時の靴といったものも合わせて展示している。

(委員) 東部・西部生活衛生課が取り組む食中毒予防に関する取組について、従来は 7、8 月が暑かったが、最近は夏の暑熱環境が長く、9 月まで続いている。食中毒の発生件数や時期に夏の暑さが長引いていることは影響があるのか。また、生肉の扱いについて、消費者への啓発に注力しているということだが、消費者が注意すべきことをご教示願いたい。

(事務局) 生肉の衛生対策については、年間を通して実施している。

一般的に不衛生が原因と言われる食中毒、黄色ブドウ球菌や夏場に特に増える腸炎ビブリオが原因の食中毒といった場合について、今年はやはり夏が暑かったため、非常に多かった。

一方で、最近は食肉の食材由来の食中毒というのが非常に増加傾向にある。そのため、食中毒自体は年間を通して、ボツボツ出ているのが、現状である。

ただ、実際に統計を取ってみると、冬場にかけては夏場と比べて若干少ないという統計がある。

また、7 月 8 月にかけて食中毒対策に向けた事業が若干集中してしまうのは、厚生労働省の方で、7 月 1 日から夏季一斉調査という取り組みを、全国一斉に行っているためでもある。加えて、北九州市独自で、夏季の食中毒予防月間というのを 7 月に定めて実施していることも影響している。

(委 員) 精神保健福祉センターが取り組む自殺対策事業について、統計では高齢者の自殺者も多いということであったが、同居人の有無などが分かるデータがあればご教示願いたい。

(事務局) 高齢者に限った同居人の有無に関するデータは持ち合わせていない。市全体では、自殺者数 204 名、そのうち同居人があった方は 129 名、なかった方は 70 名という結果となっている。

(委 員) 食品衛生についてお伺いしたい。本日お配りいただいた事業報告の 4 ページ目のアレルギー混入防止対策で、卵と乳を検査されたということだが、この 2 品目を選ばれた理由を教えてください。

(事務局) アレルギーに関しては、皆様もご存知のように色々な品目がある。卵と乳に関しては、特にこれが理由というのはなく、保健環境研究所で行う検査の枠を踏まえた結果である。検査は年間での実施件数が定められており、その中でアレルギーに対して、枠がある状態。その枠の数に対して、今年ほどの品目を検査するかを決めている。

そのため、特に今年はこういう理由だからというのが、今回の場合に限ってではない状態である。

とは言え、世の中で大きな事件や事故が起きた場合など、品目によっては重点的に検査を実施した方がいいということになった際には、その品目を取り上げており、その判断を行うのが前年の今の時期ぐらいから、担当者等が打ち合わせをして決定している。

(委 員) アレルギー対策基本法の法改正で特定アレルギー品目が 7 品目から 8 品目となり、くるみが追加された。カシューナッツについても、特定原材料等 28 品目に入っているものの、木の実の重要性が高くなっているということで、通達が出ている。骨太の方針において、アレルギー対策基本法関連で数値目標が設定されているのは、植物によるアナフィラキシーショックゼロというもののみである。

従って、アレルギー対策基本法的にもアレルギー混入防止対策が非常に重要だと考える。なお、木の实類はケーキ屋さんなどで粉になって混入しやすいという特徴もある一方で卵は割らなければ混入しない。

これから今年度の検査項目を検討されるのであれば、法律も改正されたことも踏まえて、検査項目の選定には特に注力されたい。

(委 員) 結核集団予防の件で一番最初の方は、いつから症状があったのか。もし、お答えいただけるようであればお答えいただきたい。また、具体的にどのような指導を教育機関にされたか、教えてください。

(事務局) 初発の方に関しては、令和6年2月頃から症状があったというふう聞き取っている。教育機関の方への具体的な指導については、有症状の場合に、速やかに医療機関を受診するよう示した文書を学生の方に配布した。

(委員) 学校保健安全法では、6月30日までに健診を行うことというふうになっている。労働安全衛生法においても、雇入れ時の健診は3ヶ月以内に行うこととなっている。

日本教育界においても、法務省の解釈で、学校保健安全規則の第6条、健診項目に関しては準じるべしというふうになっているが、第5条の期間に関しては特段の定めはないものの、さすがに6月入学で3月健診は…

初回の健診については、ある程度早めに受診をするよう指導されるのが、具体的かつ、他の規則や法令との平仄を合わせるという意味でも効果的な指導というふうを考える。

8 問い合わせ先

(事務局) 保健福祉局保健所保健企画課
電話 093-522-5721